

# 農業経営統計調査の概要

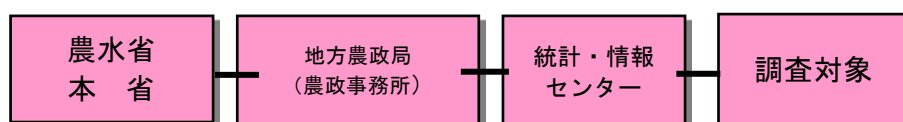
## 目的

- 統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、農業経営統計（法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成し、農産物の販売を目的とする農業経営体の経営及び農畜産物の生産費の実態を明らかにして、農業行政に必要な基礎資料を得ることを目的として実施される調査である。

## 概要

- 調査時期：毎年1月1日～12月31日の1年間
- 調査対象：農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体  
※農業経営体とは、①経営耕地面積が30アール以上、②農作物の作付面積等の規模が外形基準以上、のいずれかに該当する農業を行う者
- 調査事項：
  - 【現金出納帳】販売数量・金額、自家消費量、農業経営に係る収支等
  - 【作業日誌】従事した農作業の内容、従事者別の労働時間等
  - 【経営台帳】土地等の固定資産や借入金等について、年始め時点の額及び年末時点の異動状況
- 調査方法：農林水産省職員調査 他計申告方式  
ただし、同意が得られた農業経営体については、職員配布郵送回収の自計申告方式を併用

○調査の流れ：



## 結果利用

- 農業政策の企画・立案、推進・評価を行うための基礎資料
  - ・ 食料・農業・農村基本法の「効率的かつ安定的な農業経営」を具体的に示す「農業経営の展望」の分析・検証
  - ・ 「水田・畑作経営所得安定対策」等の企画・立案・検証
  - ・ コスト低減対策や品目別の生産対策
- 行政価格の算定などの基礎資料
  - ・ 「水田・畑作経営所得安定対策」の交付金水準の算定
  - ・ 甘味資源作物及び国内産糖並びにでん粉原料用いも及び国内産いもでん粉についての交付金算定
  - ・ 加工原料乳、牛肉、豚肉の各種行政価格の算定
- 国民経済計算、産業連関表における推計データとしての利用